

二〇一八年度 博士後期課程外国人留学生入学試験問題

早稲田大学大学院法学研究科

日本語小論文

刑法研究指導(杉本)

杉本 一敏

「行為者Xが注意義務に違反し、そして被害者Aの死亡結果が発生したが、仮に、Xが注意義務を遵守していたとしても、その場合もAの死亡結果は回避できなかっただろう」、という事実関係が認められた場合(例えば、「Xが自動車を運転し、最高速度が時速30kmと指定されている道路を、漫然と時速60kmの速度で走行していたところ、車道に突然飛び出してきた歩行者Aに対応できず、Aに衝突して同人死亡させてしまったが、Aの飛び出しがあまりに突然のものであったので、仮に、Xが時速30kmの速度を遵守して自動車を運転していたとしても、その場合もXはAの飛び出しには対応できず、同じようにAに衝突して同人死亡させていただろう、と想定される。」というような場合)において、Xに対して、Aの死亡につき、過失致死の罪責を問うことができるか。この問題について、あなたの考えを自由に論じなさい。